

独立行政法人国立美術館競争的資金等取扱規則

制定 平成19年12月12日
平成19年国立美術館規則第14号

[一部改正：平成20年4月1日改正 国立美術館規則第11号]
[一部改正：平成20年11月6日改正 国立美術館規則第19号]
[一部改正：平成26年12月25日改正 国立美術館規則第14号]
[一部改正：平成27年6月30日改正 国立美術館規則第8号]

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人国立美術館（以下「国立美術館」という。）における科学研究費補助金等の公的資金に基づく競争的資金等の運営・管理の責任体系及び事務手続について定め、適正な管理・監査を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「競争的資金等」とは、各省庁又は各省庁が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。

(法令等の遵守)

第3条 国立美術館に所属する構成員（有期雇用職員を含む。以下「構成員」という。）は、交付等を受けた競争的資金等に係る研究の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）等関係法令並びに交付等の際の条件を遵守しなければならない。

第2章 機関内の責任体系の明確化

(最高管理責任者)

第4条 国立美術館に国立美術館全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置く。

- 2 最高管理責任者は、理事長とする。
- 3 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針（以下「基本方針」という。）を策定しなければならない。

(統括管理責任者)

第5条 国立美術館に最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について、国立美術館全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置く。

- 2 統括管理責任者は、理事長が指名する理事とする。
- 3 統括管理責任者は、基本方針に基づき、不正防止計画をはじめとする国立美術館全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告しなければならない。

(コンプライアンス推進責任者)

第6条 国立美術館本部事務局及び国立美術館が設置する美術館（以下「各館等」という。）における競争的資金等の運営・管理について、実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置く。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、事務局長及び各館の館長とする。
- 3 コンプライアンス推進責任者は、各館等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告しなければならない。
- 4 コンプライアンス推進責任者は、各館等内の競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督しなければならない。

5 コンプライアンス推進責任者は、各館等において、構成員が、適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導しなければならない。

(最高管理責任者の責務)

第7条 最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が競争的資金等の適切な運営・管理を行うように努めなければならない。

第3章 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(経理事務の準拠)

第8条 競争的資金等に係る契約, 旅費支給, 給与・謝金支給等に関する取扱いは、他に定めるもののほか独立行政法人国立美術館会計規則等（以下「会計規則等」という。）の定めに準じて取り扱うものとする。

(相談窓口)

第9条 競争的資金等に係る事務処理手続き及び使用ルール等に関し、国立美術館の内外から相談を受け付ける窓口（以下「相談窓口」という。）を置く。

2 相談窓口は、各館等ごとに置き、担当係等を公開するものとする。

(責任体系の明確化)

第10条 競争的資金等の管理・監査の体制は、独立行政法人国立美術館組織規則等の定めに準じて取り扱うものとする。

(行動規範等)

第11条 構成員は、独立行政法人国立美術館職員就業規則及び独立行政法人国立美術館有期雇用職員就業規則（以下、両規則を合わせて「就業規則」という。）並びに独立行政法人国立美術館職員倫理規則等を遵守し、競争的資金等に係る不

正使用の防止に努めなければならない。

(コンプライアンス教育等)

第12条 競争的資金等に係る不正使用を防止するため、研修会の開催などのコンプライアンス教育により、競争的資金等の運営、管理及び使用に関わる者の意識向上を図るものとする。

2 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、誓約書（別紙様式第1号）の提出を求めるものとする。

(不正使用に係る調査及び処分等)

第13条 競争的資金等に係る不正使用があった場合又は不正使用が懸念される事案が生じた場合には、調査委員会を設置し調査を行うこととする。

2 前項の調査は、独立行政法人国立美術館における研究活動の不正行為防止等規則に準拠して行うこととする。

3 調査の結果、不正使用が認められた者については、就業規則及び独立行政法人国立美術館職員懲戒規則等に則り懲戒処分等を行うこととする。

第4章 防止計画を推進する部署の設置

(不正防止)

第14条 最高管理責任者は、競争的資金等に係る不正使用を発生させる要因を把握し、その対応のため、不正防止計画について自ら進捗管理に努め、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者に実施させることとする。

(防止計画を推進する者)

第15条 競争的資金等に係る不正使用を防止するために、不正防止計画を推進する者を置く。

2 前項で規定する不正防止計画を推進する者は、事務局長とする。

第5章 競争的資金等の適正な運営・管理活動

(執行状況の検証)

第16条 コンプライアンス推進責任者は、随時執行状況を把握し、著しく執行が遅れている構成員に対してその理由を確認し、改善を求めるものとする。

2 コンプライアンス推進責任者は繰越制度の活用等も含めた改善策を構成員に遅滞なく示すものとする。

(発注段階での財源の特定)

第17条 コンプライアンス推進責任者は、構成員からの申出により財産の買入れ契約等を行う場合、競争的資金等の執行状況を的確に把握するため、発注段階において支出財源を特定して発注するものとする。

(検収業務等)

第18条 物品の買入れ契約に伴う検収業務については、会計規則等の定めに基づいて扱うこととする。

2 期間を定めた職員の雇用並びに独立行政法人国立美術館諸謝金支給基準の定めに基づいた謝金の支出により研究協力を得る場合は、事務職員（独立行政法人国立美術館職員給与規則に定める一般職俸給表の適用を受ける者とする。）が勤務状況等を確認し、適正に管理するものとする。

3 データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検等の特殊な役務に関する検収については、成果物及び完了報告書等の履行が確認できる書類により検収を行うとともに、必要に応じ抽出による事後確認などを含め、これに係る仕様書、作業工程などの詳細を発注者以外の者が確認することとする。また、成果物がない機器の保守・点検などの場合は、検収担当者が立会い等による現場確認を行うこととする。

(出張の確認)

第19条 構成員が出張する場合は、コンプライアンス推進責任者が事前に出張の必要性を確認することとし、出張後は出張報告書並びに事実が証明できる証憑をもって確認するものとする。

(不正な取引を行った業者の処分)

第20条 コンプライアンス推進責任者は、不正な取引に関与した業者については、会計規則等に準じ、財産の買い入れ等の契約に係る取引停止等の措置を講ずるものとする。

2 コンプライアンス推進責任者は前項の措置を行った場合、遅滞なくその旨を最高管理責任者に通知することとする。

(取引業者との癒着防止)

第21条 コンプライアンス推進責任者は、構成員と取引業者との癒着を防止するため、債務確認を行うなど取引状況の確認を行い、取引実績や国立美術館におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で誓約書(別紙様式第2号)の提出を求め等、必要に応じて癒着防止措置を講ずるものとする。

第6章 情報の伝達を確保する体制の確立

(通報窓口)

第22条 競争的資金等に係る不正使用等(疑いがあるものを含む。)に関する通報及び情報提供を受け付けるため、通報窓口を事務局に置き、総務企画課が担当するものとする。

2 通報窓口は、通報を受け付けたときは、速やかに統括管理責任者に報告し、統括管理責任者は、当該通報の内容を最高管理責任者に報告するものとする。

第7章 モニタリングの在り方

(内部監査の実施)

第23条 競争的資金等が適切に執行されているか監査するため、内部監査部門を事務局に置き、財務課が担当するものとする。

2 内部監査部門は、会計書類の形式的要件等の財務情報に対する監査のほか、国立美術館全体の視点から競争的資金等の運営・管理の体制整備等について、随時又は定期的に監査を行うこととする。

3 内部監査部門は、不正防止計画を推進する者との連携により、研究活動上の不正発生要因を把握し、それに応じた効果的かつ実効性のある監査を行うこととする。

4 内部監査部門は、監事及び会計監査人と連携し監査を行うこととする。

5 最高管理責任者は、内部監査の実施結果を踏まえて、適宜、運営・管理の見直しを行い、必要に応じ統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者等に改善を指示するものとする。

第8章 その他

(その他)

第24条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成19年12月12日から施行し、平成19年11月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年11月6日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年12月25日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年6月30日から施行し、平成27年4月1日から適用する。